

株式会社NTTドコモから提出された 四半期報告の概要及び確認の結果

平成27年度第1四半期
(平成27年4月～6月)

この資料は、第四世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設に関する指針（以下「開設指針」という。）に基づき、株式会社NTTドコモ（以下「NTTドコモ」という。）から提出された四半期報告（※）の概要をとりまとめ、確認の結果とともに公表するものである。

※第4世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設計画（3,480MHzを超え3,600MHz以下の周波数を使用する特定基地局）の開設に関する計画（以下「開設計画」という。）に関する四半期報告。

<報告概要>

1 サービスの状況

特定基地局によるサービスについては、平成28年10月の開始を計画しているため、今四半期では開始に至っていない。高度特定基地局によるサービスについても、平成29年3月の開始を計画しているため、今四半期では開始に至っていない。

2 特定基地局の整備計画

<3. 5GHz帯－特定基地局>

特定基地局数：0局（開設計画では平成27年度末に1局）

人口カバー率：0%（開設計画では平成27年度末で0%）

<3. 5GHz帯－高度特定基地局>

高度特定基地局数：0局（開設計画では平成27年度末に0局）

人口カバー率：0%（開設計画では平成27年度末で0%）

3 安全・信頼性を確保するための対策

人為ミスの防止対策、設備容量の確保対策、ソフトウェアバグの防止対策、及びその他対策の観点について、開設計画どおり取り組んでいる。

4 電気通信事業の健全な発達と円滑な運営への寄与

MVNOについては、NTTドコモと直接契約をしている事業者（以下「契約事業者」という。）の総数は11者である。（※）

※ただし、NTTドコモとの直接契約ではなく、契約事業者からの再卸により利用している事業者（以下「再卸先事業者」という。）が存在しているため、NTTドコモのネットワークを利用しているMVNOは11者に限らないことを考慮する必要がある。（「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」（平成25年9月最終改定）に基づき、MNOはMVNOと契約している具体的顧客名について一般的に聴取する理由がないとされているため、NTTドコモでは再卸先事業者に関する情報を把握していない。）

5 宇宙無線通信業務を行う既設無線局等への妨害防止措置

認定開設者4者において、以下のとおり実施している。

<既設の無線局等との混信防止>

- ・宇宙無線通信の業務を行う地球局の免許人（KDDI株式会社）と衛星地球局間の干渉評価手法及び具体的な保護基準について協議を実施。
- ・混信に関する問い合わせのあった衛星地球局の免許人と混信防止に係る協議方針に関する合意書の締結に向けて協議を実施。

<他の認定開設者との混信防止>

- ・平成27年6月30日付けで、認定開設者間における特定基地局の送信開始時刻等について同期をとるための具体的な措置に関する事項、その他の他の認定開設者の無線局の運用を阻害する混信その他の妨害の防止に係る合意書を締結。

<受信設備に係る体制>

- ・窓口業務の業務委託内容について協議を実施。
- ・混信に関する問い合わせのあった受信設備への影響について確認中。

6 電波の能率的な利用の確保

<指定済周波数を使用する無線局の整備状況>

○基地局

開設数：71,025局（開設計画では平成26年度末に71,101局、平成27年度末に71,125局）

人口カバー率：99.9%（開設計画では平成27年度末に99.8%）

○4G基地局

開設数：40,138局（開設計画では平成27年度末に39,954局）

人口カバー率：96.6%（開設計画では平成27年度末で95.2%）

<特定基地局又は指定済周波数によるエリア外人口の解消数>

6,105人（開設計画では平成27年度末に5,704人）

<特定基地局又は指定済周波数による面積カバー率>

59.1%（開設計画では平成27年度末で57.5%）

その他、開設計画に記載された技術の開発・運用については、開設計画どおり順調に取り組んでいる。

7 その他

特記事項はない。

<確認結果>

開設指針及び開設計画に基づき概ね適切に実施されていることを確認した。

なお、指定済周波数の基地局の開設数について平成26年度末の計画値より遅延が生じているが、平成27年度末までに遅延を解消して開設計画を達成する予定との報告が行われており、総務省としては、進捗状況について引き続き注視していくこととした。